

掛 情 審 第 1 号
令和8年9月1日

掛川市・菊川市衛生施設組合
管理者 久保田 崇 様

掛川市情報公開・個人情報保護審査会
会長 下 田 明 宏

掛川市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年6月5日付け掛菊衛組第25号により諮問のあった「外部搬出費を算定するための見積
依頼書等」の不開示決定に対する審査請求について、別紙のとおり答申します。

別紙

1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」ないし「本件対象文書3」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これらを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和7年10月6日付けで行った情報公開請求に対し、掛川市・菊川市衛生施設組合管理者（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載及び口頭による意見陳述によると、概ね以下のとおりである。

ア 審査請求書

(ア) 本件対象文書1について

衛生施設組合が記録不存在とした事務には、実務上必ず文書が作成されるべき重要手続が含まれている。具体的には、議会への提案文書であるため、組合事務局から管理者への提案及び了承を確認し、予算を含む場合には、稟議書の作成が求められる。議会資料の作成過程がないということは、地方公共団体としてあり得ない。

(イ) 本件対象文書2について

地方自治法では競争入札が基本であり、本件のようにプロポーザル方式を採用する場合でも予定価格の設定は、必要不可欠である。予定価格がいくらで、どのように決定されたかは、行政の実務上不可欠な事項であり、その経緯の記録を明らかにすることは、行政に課せられた責務である。この過程において、見積依頼に関する文書、提出された見積書、内部協議の記録及び価格検証のプロセスに関する記録が作成されていないことは、実務上考えられず、業務遂行上の不備を示している。そのため、本件については、情報公開義務及び検索義務の履行に重大な瑕疵が認められる。記録が存在しないとの衛生施設組合の説明は、行政実務の実態から見ても合理性を欠き、不開示決定の適正性には重大な疑義が生じる。

(ウ) 本件対象文書 3 について

基幹改良（延命）工事に関する適正な価格設定や検証手続が行われたことを示す文書は存在していない。しかし、その場合、衛生施設組合は、会計事務の基本原則及び入札契約制度の趣旨に明確に反する違法な手続を行っていることになる。事業者との見積り及び打合せの過程に関する文書は、包み隠さず明らかにされるべきである。

イ 口頭による意見陳述

(ア) 本件対象文書 1 について

処分庁は、見積依頼、内部協議、打合せ等の記録が残っていないと主張するが、重大な意思決定を口頭のみで処理し、1枚のメモも残していないということは、あり得ない。

公文書管理法第4条は、意思決定過程を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成すべきと定めており、同法に違反している。法令の有無にかかわらず、意思決定のプロセスを記録し、事後に検証できるようにしておくことは、行政としての最低限の説明責任である。

(イ) 本件対象文書 2 について

処分庁は、積替施設設置工事の契約上限価格の形成過程に関する記録は一切ないと主張するが、民間事業者からの見積書については、存在を認め、開示している。そうであれば、それを基に行政内部で価格の妥当性を比較検討し、決裁を行うプロセスが存在するはずである。業者からの見積書はあるのに、行政内部の検討文書が存在しないという説明は、論理的に破綻している。

(ウ) 本件対象文書 3 について

処分庁の主張は、不開示決定通知書と弁明書とで異なっている。当初、処分庁は、公文書は不存在だが、口頭で確認したと主張したが、弁明書では、受託事業者と打合せを一切行っていないと主張している。処分庁の弁明は、客観的な信用性を失っている。

処分庁の対応は、公文書管理法の精神を無視し、法律違反により、情報公開制度そのものを形骸化させるものである。記録がないと言え、どのように不透明な予算の決め方をしても許されるという悪しき前例を作ってはならない。

3 諮問庁の説明の要旨

(1) 本件審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和7年10月6日付けで、掛川市・菊川市衛生施設組合情報公開条例（平

成24年掛川市・菊川市衛生施設組合条例第5号)第5条において準用する掛川市情報公開条例(平成17年掛川市条例第15号。以下「本件条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、処分庁に対し、本件対象文書を含む文書(以下「開示請求対象文書」という。)の写しの交付を求める開示請求(以下「本件開示請求」という。)を行い、処分庁は、同日付けでこれを受理した。

イ 本件開示請求に対し、処分庁は、開示請求対象文書を特定し、本件条例第11条第2項の規定に基づき、令和7年10月20日付け掛菊衛組第92-2号をもって、開示請求対象文書のうち、本件対象文書について、これを不開示とする原処分を行った。

ウ 審査請求人は、原処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第4条第1号の規定に基づき、令和7年12月8日付けで諮問庁に対し、原処分を取り消し、本件対象文書を開示することを求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行い、諮問庁は、同日付けでこれを受理した。

エ 本件審査請求を受け、諮問庁は、本件条例第17条第1項の規定に基づき、令和8年6月5日付けで、掛川市情報公開・個人情報保護審査会に諮問した。

(2) 原処分の妥当性について

処分庁は、本件対象文書について、掛川市・菊川市衛生施設組合情報公開条例第2条第2号に規定する公文書を保有していないとして、本件条例第11条第2項の規定により不開示としたところであるが、その理由について、以下のとおり説明している。

ア 本件対象文書1について

全員協議会の資料として試算した事業費の見積書は、処分庁が事業者に口頭で作成を依頼したため、見積依頼書は作成しておらず、保有していないため不開示とした。また、見積額の算定に関する打合せを行った際の会議録等については、作成し、又は取得しておらず、保有していないため不開示とした。なお、当該文書の作成を義務付ける法令等は存在しない。

イ 本件対象文書2について

令和6年度に行った積替施設設置工事の契約上限価格に関する組合と事業者の内部又は相互間におけるやり取りの記録については、作成し、又は取得しておらず、保有していないため不開示とした。その理由は、このような打合せは、会議録等の作成を義務付けられたものを除き、口頭で行われることが一般的であり、作成の必要がないと判断したからである。

ウ 本件対象文書3について

廃棄物処理施設整備等基本構想で示された基幹改良(延命)工事費については、処分庁が

文書で示した見積条件に基づき、事業者が独自に算定したものであり、処分庁と事業者が打合せをした事実はない。したがって、打合せ記録は、作成し、又は取得しておらず、保有していないため不開示とした。

エ 上記アないしウの処分庁の説明に不自然・不合理な点は認められず、本件対象文書を保有していないとの理由により不開示とした原処分は、妥当である。

(3) 結論

以上のとおり原処分は妥当であるから、本件審査請求については、棄却することとしたい。

4 審査会の判断の理由

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

(2) 本件対象文書の保有の有無について

ア 諮問庁の説明

当審査会が本件対象文書の保有の有無について、諮問庁に口頭で説明を求めたところ、諮問庁は、前記3の(2)アないしウに加えて、以下のとおり説明した。

(ア) 本件対象文書1について

外部搬出費のうち、廃棄物の一時保管施設の建設及び廃棄物の積替作業に要する費用は、会議資料として試算したものであり、見積書は、外部搬出業務の分野で実績のあった民間事業者へ依頼した。見積書の依頼に関する文書の作成義務はないため、実務慣行に従って口頭で依頼した。このような事務処理は、多くの自治体で実際に行われている。

現施設延長利用のための修理費も同様に、会議資料として試算したものであり、見積書は、当時現施設の維持補修を業務委託していた民間事業者へ口頭で依頼した。理由は、当該事業者が現施設の稼働時から維持補修業務を担ってきた事業者で、定期的に施設運営について協議を行ってきた経緯があり、信頼関係が構築されていたからである。

(イ) 本件対象文書2について

組合は、令和6年度に積替施設設置工事を実施した際、当初予算額を契約上限価格として公募型プロポーザルを行った。公募型プロポーザルとは、技術的難易度が高く仕様の設

定が困難な工事などその性質又は目的が価格競争になじまない業務における事業者の選定方法であり、契約上限価格の算定方法に関する定めはない。

当初予算の見積書は、他の自治体で実績のあった民間事業者に口頭で依頼した。また、見積額に関する組合と当該事業者の内部又は相互間の打合せは、口頭で行ったが、文書による記録は作成していない。

(ウ) 本件対象文書3について

組合は、令和2年度に廃棄物処理施設整備等基本構想の参考資料として現施設の基幹改良工事費を算定した。

工事費の見積書は、現施設の維持補修業務の受託事業者に文書で依頼した。理由の1つ目は、見積資料を依頼した事業者が現施設の維持補修業務の受託事業者であるからであり、その理由は、本件対象文書1で述べた。2つ目は、当該見積書は、組合が文書で示した見積条件に基づき、当該事業者がその責任において独自に積算したものであり、打合せを行う必要はなく、また、実際に行っていないからである。

イ 検討

以上を踏まえ、検討する。

(ア) 本件審査請求は、物理的不存在、すなわち公文書が作成されていたか否かを争うものであり、その立証が困難である。とりわけ、本件審査請求のように、その保有の有無を直接証明する適格な証拠がない場合は、より一層困難となり、公文書の有無は、当該公文書の作成が法律上義務付けられているか否か、周囲の事情からして当該公文書が作成されたと考えるのが合理的か否か、公文書の法定保存期間内であるか否かなどの観点から判断するのが相当である。

そこで、原処分を関係法令、処分庁の条例、規則その他の規程、地方公共団体における実務慣行等に照らして詳細に検証したところ、意思決定に至る過程において処分庁が行った一連の事務手続は、適正に行われており、不合理な点は何ら認められず、処分庁の説明との齟齬もなかった。

以上によれば、処分庁においては、本件対象文書は作成していない旨の諮問庁の説明に特段、不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足る事情も存しないことから、処分庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

(イ) 諮問庁に口頭で説明を求めたところ、処分庁では、当審査会からの要請を受け、文書保管キャビネット、書籍棚、事務机、電子メール等を対象として探索を再度行ったが、本件

対象文書の存在は確認できなかった。また、職員が備忘録として作成した個人メモなど、公文書には該当しない文書が存在し、又は存在した可能性もあるが、見積書の作成から数年が経過しているため、その存在を確認することはできなかった旨の回答を得た。

以上の諮問庁の説明に特段、不自然、不合理な点は見当たらず、これを覆すに足りる事情も存しない。また、探索の方法及び範囲についても、特段の問題があるとは認められない。したがって、処分庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

(ウ) 審査請求人は、本件対象文書が作成され、又は作成されたはずであると主張するが、処分庁が本件対象文書を保有しているとする具体的な証拠を示しているとはまではいえない。

そうすると、審査請求人の主張によっても、諮問庁の説明が不自然・不合理であると認めるに足りる事情はなく、そのほか、これを覆すに足りる事情を認めることもできない。

ウ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(3) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

(4) 付言

処分庁が審査請求人に交付した不開示決定通知書には、不開示とした理由について、「公文書が不存在のため（口頭で依頼し、記録が残っていない）」等と記載されており、不存在であるという事実に加え、当該文書が存在しない理由が簡単に付記されていた。区域内住民に説明する責任を果たすという観点に立てば、より詳細で具体的に不存在の理由を記載するなど、請求人にとって、処分内容が容易に理解できるような配慮が必要である。今後、同様な開示請求がなされた場合には、以上の点を踏まえ、開示請求者にとって、分かりやすい制度の運用に努められたい。

(5) 結論

以上の理由により、当審査会は、処分庁が本件対象文書を保有していないとして行った原処分は、妥当であると判断する。

掛川市情報公開・個人情報保護審査会

会長 下 田 明 宏

委員 牧野 百里子

委員 山 内 秀 彦

委員 菅 仁

委員 村 田 和 弥

(参考)

調 査 審 議 の 経 過

年 月 日	審 議 経 過
令和8年6月5日	審査諮問書の受理
令和8年7月27日	審査請求人口頭意見陳述、諮問庁説明聴取、審議
令和8年9月1日	審議

別紙

(1) 本件対象文書 1

掛川市・菊川市衛生施設組合が令和 5 年 9 月 27 日に開催した掛川市・菊川市衛生施設組合議会全員協議会に提出した「令和 7 年度以降の廃棄物処理の方向性について」と題する資料 1 に関する文書のうち、外部搬出費を算定するための見積依頼書及び現施設延長利用のための修理費の算定に関する打合せ記録

(2) 本件対象文書 2

掛川市・菊川市衛生施設組合が令和 6 年度に実施した積替施設設置工事に関する文書のうち、契約上限価格に関する組合と事業者の内部又は相互間におけるやり取りの記録

(3) 本件対象文書 3

掛川市・菊川市衛生施設組合が令和 3 年 1 月に策定した廃棄物処理施設整備等基本構想に関する文書のうち、現施設の基幹改良（延命）工事費の算定に関する打合せ記録